

# 草加市総合教育会議議事録

平成 2 7 年 度 第 1 回

## 平成27年度第1回草加市総合教育会議

平成27年5月19日(火) 午後2時55分から  
草加市役所本庁舎第一委員会室(3階)

### ○議 題

- 協議・調整事項1 草加市総合教育会議運営要綱の制定について  
協議・調整事項2 草加市総合教育会議傍聴規則の制定について  
協議・調整事項3 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の  
策定について
- 

### ○出席者

市 長	田 中 和 明
教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
教 育 委 員	井 出 健 治 郎
教 育 委 員	小 澤 尚 久
教 育 委 員	加 藤 由 美
教 育 委 員	宇 田 川 久 美 子

### ○説明員

総合政策課長	芝 田 昌 明
--------	---------

### ○事務局

総合政策部長	小 林 勝 治
総合政策部副部長	増 淵 俊 一
総合政策課主査	亀 田 仁 志
教育総務部長	今 井 規 雄

教育総務部副部長 (兼)総務企画課長	青 木 裕
総務企画課課長補佐 (兼)財務係長	飯 野 光 政
総務企画課 庶務企画係長	山 岸 亮

○傍聴人 9人

---

午後2時55分 開会

◎開会の宣言

○小林総合政策部長 皆様、改めましてこんにちは。

定刻前ではございますけれども、委員さんのほうがおそろいになりましたので、始めさせていただきます。

ただいまより、平成27年度第1回総合教育会議を開会いたします。

---

◎構成員の確認

○小林総合政策部長 最初にこの会議の構成員でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第2項におきまして、地方公共団体の長及び教育委員会をもって構成すると規定されておりますことを確認させていただきます。

---

◎配布資料の確認

○小林総合政策部長 次に、お手元にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の会議次第でございます。続きまして、草加市総合教育会議運営要綱（案）でございます。続きまして、草加市総合教育会議傍聴規則（案）でございます。続きまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）でございます。続きまして、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について。続きまして、第四次草加市総合振興計画第一期基本計画素案でございます。続きまして、第四次草加市総合振興計画（素案）概要版でございます。続きまして、草加市教育振興基本計画、これは冊子になっております。続きまして、文部科学省初等中等教育局長通知でございます。続きまして、草加市総合教育会議名簿でございます。最後になりますが席次表でございます。

以上の資料で進めさせていただきたいと思いますが、資料等の不足はないでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

---

◎市長挨拶

○小林総合政策部長 それでは次第に沿って進行させていただきます。

申し遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます総合政策部長の小林と申します。よろしく願いいたします。

初めに当会議の招集をさせていただきました、田中市長よりご挨拶申し上げます。よろしく  
お願いします。

○田中和明市長 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、第1回となります総合教育会議  
ということでご案内をさせていただきました。お忙しいところお集まりいただきまして、大変  
ありがとうございます。

委員の皆様には日ごろから、草加の子どもたちの健やかな成長をはじめ、生涯学習分野での  
教育行政全般にわたりまして、多大なるご尽力、ご協力をいただきまして、この場をお借りい  
たしまして、大変厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、この総合教育会議は、教育委員会、市長部局等の情報の共有、また、課題の解決に向  
けたスピーディーな取り組みを進めようというような趣旨から、地方教育行政の組織及び運営  
に関する法律が改正されまして、設置されたものでございます。そういったことから、本市と  
いたしましても、本日、第1回目の総合教育会議を開催させていただいたところでございます。

日ごろより、委員の皆様におかれましては、市政運営を進める中で、これまでもさまざまな  
場面でご協力をいただいておりますけれども、今回、市としても正式な法的位置付けの中で、  
皆様方と一緒に話合いをし、議論を深める場ができるということは、大変意義深いこ  
とだと思っているわけでございます。

どうか、教育委員会の皆様も、私ども市長部局と力を合わせて、課題意識を共有し、草加の  
子どもたちのためにさまざまな施策を展開していき、「子育てするなら草加、教育を受けるな  
ら草加」といわれるようなまちづくりを進めていければと思っているわけでございます。本日  
はその一つの大きなきっかけとなりますことを心からご期待申し上げまして、私からの挨拶と  
させていただきます。本日は大変ありがとうございます。

○小林総合政策部長 ありがとうございました。

---

#### ◎委員の紹介

○小林総合政策部長 それでは、協議に先立ちまして、委員の皆様の自己紹介をお願いしたい  
と存じます。

本会議に向けまして、簡単に一言ずつご挨拶をいただければと思います。恐縮でございま  
すけれども、教育委員会のほうから順番にお願いできればと思います。よろしくお願  
いいたします。

○高木宏幸教育長 教育長の高木宏幸でございます。本年4月1日に田中市長より教育長の任

命辞令をいただきまして、改めて、職の重さを感じるとともに、しっかりと職務を遂行していきたいと考えております。

今年度は、草加市の教育振興基本計画が最終年度に当たっておりまして、この計画に基づいて、各施策をしっかりと進め、そして、その成果が挙がるように、今現在も努力しているところではございますけれども、この計画の成果と課題、これを十分踏まえて、次期の教育振興基本計画、これを年度内に策定していきたいと思っています。

そうした時期に、この総合教育会議がスタートするということは非常に意義深いものと思っています。今、市長のご挨拶にもありましたように、これまでも教育委員会は市長をはじめ、市長部局と連携、協力をしながら、教育行政を進めてまいりましたけれども、この総合教育会議によって、より課題を共有し、そして、協議、調整をしながら、さまざまな教育施策が展開できるものと大いに期待しているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 教育長職務代理者の村田悦一です。

私は草加で生まれ、草加の小中学校で学び、これまで40年にわたり、草加の教育に携わってまいりました。先ほど、田中市長さんから「子育てするなら草加、教育を受けるなら草加」といわれるまちづくりを進めていきたい、そういうお話がありましたが、市長さんが草加のまちを愛しているのと同じくらい、私はふるさと草加が大好きです。

草加の子どもたちのために、微力ではありますが、力いっぱい取り組み、笑顔輝く草加のまちとなるよう、草加の教育の一步前進に向けて、尽力してまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○井出健治郎委員 教育委員をさせていただいている井出と申します。よろしく願いいたします。

新しい制度の中で、また私もさまざま勉強させていただきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○小澤尚久委員 教育委員をさせていただいております小澤でございます。

幼児教育にかかわっている部分もございまして、昨年度までに幼保小の連絡、接続期のモデルプログラムですとか、「目指す「草加っ子」」ですとか、市長さんのリーダーシップのもと、また、教育長さんの陣頭指揮のもとに作成された計画を現場でも生かしていけるような、そしてまた、草加の教育にとって少しでもお役に立てるように私も頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○加藤由美委員 こんにちは。加藤でございます。

普段は草加市体育協会の主催するキッズクラブで年少から小学校6年生の体育の指導をさせていただいております。その中で、体力の低下、特に支える力の衰えを少し感じております。幼少期に遊びをとおして楽しく体を動かすこと、また、体を動かすことが楽しいと感じることがとても大切であると感じております。

草加市はS K T 2 4を合い言葉として、スポーツ健康づくりにも大変力を入れておりますし、体を動かすことの楽しさを草加の子どもたちに伝えながら、知・徳・体の体を中心に力添えができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○宇田川久美子委員 皆さん、こんにちは。教育委員の宇田川です。

私も子どもを草加市で産み、育て、そして今は専門職ということで、薬剤師、それから栄養学博士という立場で、いろいろな現場に携わらせていただいておりますが、子どもを育てるということは教育の現場であったり、家庭であったりだけではないということを感じております。

そういう意味では、総合教育会議ということが確立されて、多方面から子どもたちを見守り、育てるということがみんなできているのなら、ほんとうに素晴らしい草加の教育ができていくのかなと感じています。よろしくお願いいたします。

○小林総合政策部長 ありがとうございました。

---

#### ◎事務局の紹介

○小林総合政策部長 それではここで事務局の職員を紹介させていただきます。

○増淵総合政策部副部長 総合政策部副部長の増淵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○芝田総合政策課長 総合政策課長の芝田と申します。よろしくお願いいたします。

○亀田主査 総合政策課の職員で、総合教育会議を担当いたします亀田と申します。よろしくお願いいたします。

○今井教育総務部長 教育委員会、教育総務部長の今井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青木教育総務部副部長（兼）総務企画課長 教育総務部副部長兼ねて総務企画課長の青木でございます。よろしくお願いいたします。

○飯野課長補佐 教育委員会総務企画課課長補佐の飯野と申します。よろしくお願いいたします。

○山岸係長 同じく、総務企画課の庶務企画係長の山岸でございます。よろしくお願いいたします。

○小林総合政策部長 それではよろしくお願いいたします。

---

◎議案審議

○小林総合政策部長 それでは、これ以降の進行につきましては、田中市長よりお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中和明市長 それでは早速でございますけれども、会議に入らせていただきたいと思っております。

---

◎協議・調整事項1「草加市総合教育会議運営要綱の制定について」

◎協議・調整事項2「草加市総合教育会議傍聴規則の制定について」

○田中和明市長 まず、協議・調整事項の一つといたしまして「草加市総合教育会議運営要綱の制定について」、また、関連しますので、2つ目の「草加市総合教育会議傍聴規則の制定について」、あわせて確認をしていきたいと思っておりますが、その内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○芝田総合政策課長 それでは、議事がございます1番項、2番項、会議の運営要項（案）、それから、会議傍聴規則（案）について、ご説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧になりながらご確認いただければと思います。

まず1点目でございますが、会議の運営要綱（案）でございます。

会議の運営につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づきまして、会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めると規定されております。このことから設定させていただいた議題になります。

会議の運営に必要な事項につきましては、会議の中で口頭で確認することも可能でございますが、明確に定めたほうがよいのではないかと考えまして、運営要綱と傍聴規則の2点をご提案させていただいております。

それでは初めに、総合教育会議運営要綱（案）の内容でございます。

資料1の第2条、会議の招集をご覧いただければと思います。

会議の招集について第2条で定めさせていただいておりますが、基本的には、会議の主宰者である市長から教育委員会へ通知をもって行うものとしております。教育委員会からの会議の招集を求めたときにも招集をすることができることとしております。



次の第3条でございますが、会議の非公開についてでございます。会議の非公開につきましては、会議を非公開とすることができる場合として、以下の3点を規定してございます。

まず1点目でございますが、草加市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が含まれる事項に関し協議及び調整する場合、2点目といたしまして、公正かつ円滑な協議及び調整に著しい支障が生ずると認められる場合、3点目といたしまして、その他公開することが不相当と判断される場合、この3点を会議の非公開の項目として挙げてございます。

続きまして、第4条の事務の調整でございます。会議における事務の調整は、この会議における構成員の合意をもって行うものと規定してございます。

次に、第5条、議事録でございます。会議の議事録は、委員の発言内容、会議の経過等の逐語録とさせていただきます、市役所情報コーナーへの備付け等により、原則公開させていただきたいと考えております。

なお、署名につきましては、市長及び教育長が行うものとしております。

裏面に移っていただきまして、第6条、関係職員等の出席でございます。必要があると認められた場合は、関係職員等の出席を求め、説明または意見を求めることができると定めてございます。

以上が会議運営規則（案）の説明になります。

続きまして、草加市総合教育会議傍聴規則（案）についてご説明させていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。

初めに、第2条、傍聴定員でございます。市長が傍聴定員を定めるものとしておりまして、定員に達したときは、傍聴を制限することができるとしてございます。

次に、第4条では、傍聴者の守るべき事項を規定しております。

そして最後に、第5条で、違反に対する措置として、傍聴者が第4条の規定に違反した場合には、これを制止し、その命令に従わない場合は、その傍聴者を退場させることができるとしております。

説明は以上になります。

○田中和明市長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありました、会議の運営に関する要綱と傍聴規則にかかる案が示されました。このことについて、委員の皆さんからご意見をいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

○村田悦一教育長職務代理者 よろしいですか。

○田中和明市長 村田委員、お願いします。

○村田悦一教育長職務代理者 1点目の資料1の会議運営要綱の第3条、会議の非公開についてなんですが、教育委員会では秘密会ということで、人事等では秘密会ですが、ここでは非公開ということで3つあって、1つ目は情報公開条例ですので、この2と3について、ちょっと言葉がですね、どういう想定というかその辺が、もうちょっとご説明なり、どういうことを想定しているのか、補足していただければと思うんですが。

○田中和明市長 事務局、第3条の第2号、第3号の内容について、もう少し詳しくということですので、よろしくお願いします。

○芝田総合政策課長 それでは、第3条の第2号、公正かつ円滑な協議及び調整に著しい支障が生ずると認められる場合についてでございますが、まず、こちらの内容につきましては、例えば予算において施設の修繕や改築の具体的な優先順位などをどのようにするかといったような内容であるとか、それから人事に関係することなど、利害関係のある方の前で円滑に議論することが難しいような案件を想定して設定したものでございます。

続きまして、第3号、その他の公開することが不相当と判断される場合でございますが、こちらは、案件に応じてある程度、柔軟に対応できるようにするために設けたものでございます。

具体的に申し上げますと、例えば、報道規制がかかっているようなものなどが考えられるのではないかと考えております。

具体的に、先般、草加松原が国名勝指定を受けましたけれども、国の文化財指定などは一般に事前に報道規制などがかかっているものでございまして、こういった場合に一定の期日までは公にできないものがございます。それですので、公表後の市と教育委員会の協議事項などについて総合教育会議で事前に協議することなどが想定されますことから、今回、この号についてそういった規定を設けさせていただいております。

総合教育会議につきましては、原則として公開というのが法律でも規定されておりますので、その趣旨を踏まえながら、案件に応じて会議の場でご協議いただければと考えております。

以上でございます。

○田中和明市長 よろしいでしょうか。

○村田悦一教育長職務代理者 ありがとうございます。

○田中和明市長 その他にございますでしょうか。宇田川委員。

○宇田川久美子委員 傍聴についてですが、傍聴の定員を制限するということがありますが、具体的にはどれぐらいで、どうして制限をする必要があるのか、教えてください。

○田中和明市長 事務局、お願いいたします。

○芝田総合政策課長 特段、人数は何人までというような定めはございませんが、これは、例えば、本日、たくさんの方々にお集まりいただいておりますが、本来、毎回、大勢の方にお越しいただけることが想定されるのであれば、あらかじめ、その傍聴のスペースは広くとらせていただいて、可能な限りご参加いただければと考えております。

ただ、今回のように、限られたスペースの中で、なかなか入りきれないというような場合には、ご容赦いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○宇田川久美子委員 では、可能な限りは傍聴していただきたいという趣旨でよろしいですね。

○芝田総合政策課長 はい。

○宇田川久美子委員 わかりました。

○田中和明市長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろと意見をいただきましたけれども、事務局の案のとおりとしてよろしいかどうか、ここで皆さんのご意見をいただきたいと思えます。

事務局案でよろしいでしょうか。ご承認いただけますでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○田中和明市長 それでは、ご承認ということでございます。要綱案と規則案の「案」を削除のお願いをしたいと思います。

今後は、これに基づいて行ってまいりたいと思えます。

なお、先ほど宇田川委員のほうから言われました、傍聴規則で定員を定めることとなっておりますけれども、会場の大きさによって変わってくると思えますけれども、できる限り多くの方々に入っていただくということで、また会議を聞いていただくということで、進めさせていただきたいと思えます。

---

◎協議・調整事項3 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について

○田中和明市長 それでは、3つ目の議題であります教育に関する大綱の策定に移りたいと思います。

まず、大綱の策定について事務局から説明をお願いいたします。

○芝田総合政策課長 それでは、説明させていただきます。

お手元の資料3、4をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。また、参考資料といたしまして、資料5から8までを適宜ご覧くださいと考えております。

まず、地教行法第1条の3第2項において、大綱を定めようとする場合には、総合教育会議において協議するものとする規定されてございますことから、今回の議題として設定させていただきます。

初めに、大綱の定義でございますが、大綱とは、地域の实情に応じて、教育の振興に関する総合的な施策について、その目標や方針を定めるもので、市長に策定が義務付けられております。総合教育会議という公の場で「教育に関する大綱」策定を通じて、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるものというふうに認識してございます。

次に、大綱の期間でございます。大綱の期間は、法律上定められてございませんが、市長任期の4年、それから、国の教育振興基本計画の計画期間が5年となっていることから、4年ないし5年の想定をしてございます。

次に、大綱の記載事項でございます。こちらの内容につきましては、市に判断が委ねられているところでございますが、参考資料としてお配りさせていただきました資料8、改正法の施行通知に記載事項が例示されてございます。開いていただきますと、ページ番号、7ページと振ってありますが、(2)のところに、大綱の記載事項が書き並んでございます。この中から、特に、大綱の記載事項につきましては、例えば、学校の耐震化、それから、少人数教育の推進、そして、総合的な放課後対策、幼児教育の充実など、市長の政策目標や根本となる方針が考えられることや、市長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であることなどがこの記載事項として示されてございます。

最後に、大綱と教育振興基本計画の関係についてでございます。教育振興基本計画を定めている場合は、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることが可能となってございます。市長が教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えると判断した場合は、別途大綱を策定する必要はないとされております。

本市では、今年度、第四次総合振興計画、そして、第二次教育振興基本計画を策定する予定がございまして、このような状況を前提といたしまして、大綱の趣旨や国からの通知を

踏まえますと、策定の方法については、お手元の資料4をご覧いただきたいと思うのですが、資料4の一番下段に、事務局案として、3つの案をお示しさせていただいております。

まず、1点目が、総合振興計画の教育に関する部分を抜き出し、それを大綱として定める考え方でございます。

2点目といたしましては、第二次教育振興基本計画をもって大綱に代えるといった考え方でございます。

そして、最後、3点目でございますが、第二次教育振興基本計画の総論部分を抜き出し、それを大綱として定めるといった、以上3点を事務局案としてお示しさせていただきたいと考えてございます。

説明は以上になります。

○田中和明市長 ありがとうございます。

ただいま事務局から大綱の策定について説明をいただきました。ここからは、大綱の策定について皆さんと議論をしていきたいと思いますが、ご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

事務局から大綱1、2、3案が出されましたけれども、その点について、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

小澤委員、お願いします。

○小澤尚久委員 第四次草加市総合振興計画のほう、こちらのほうも教育について触れていただいて、方向性についてはしっかり述べられていると思うんですけども、さらに、もう少し踏み込んだ骨子をもとにして運営していったほうが、より明確になってくるのではないかと、そんなふうに思います。

そういう意味で、案2や3の第二次教育振興基本計画、そちらのほうをベースにして大綱にしていくと、そちらの第2案、第3案あたりを考えていくのがよいのではないかと私は思っております。

以上でございます。

○田中和明市長 1案よりもっと踏み込んだものということで、2案、3案というご意見でございます。

他にございますでしょうか。井出委員。

○井出健治郎委員 今、小澤委員さんもおっしゃったとおりなんですけど、いただいている資料を読んでいくと3つの案があって、おそらく選択肢という中でいくと、前のほうからいけば、



第四次総合振興計画をとるか、あるいは、第二次教育振興基本計画をとっていかという一つの考え方と、あとは後半部分で、抜き出して大綱とするかと、基本的にそれをもって代えるかという、2つの選択肢があると思います。

前半部分のほうは、後でもうちょっとお話しさせていただきますが、私は大綱という、いわゆる名前、あるいは、ことからすれば、何かのものを全て変えるというわけではなくて、必要な部分、基本的には総論と書いてありますが、そこをピックアップして、大きく大綱としたほうがいいのではないかということです。

そうすると、私としては、今度は1か3かということになってくるんですが、今日、市長さんも、教育長さんも、基本的にこれまでも市長部局と教育委員会の基本的な考え方というか、基本的というか、ほぼ、教育に関しては、私は何の差異もなく、順調にいろいろな事業を進めさせていただいていると思っています。

ですから、第四次総合振興計画でも、第二次教育振興基本計画でも、どちらでもよろしいのですが、今までの教育委員会という立場からすれば、ちょっと冊子になって、これはまだこれから、これは今、でき上がったもので、これからまた新しく教育振興基本計画については、教育長さんを、いわゆるリーダーシップとして進めていくわけですが、実は、この教育振興基本計画、これまでのものについては、かなり教育委員全体で、かなり綿密につくり込んでいると私は思っております。一字一句もそうですし、こういう内容は、ああいう内容はと言ってつくり込んできた。私としては、これ、感情的になりますが、自分たちでつくってきたという意識がありますので、これはまた、さまざまな委員さんのご意見を伺いながらですが、私はできれば、第3のこの教育振興基本計画をベースとして大綱としていただけると大変ありがたいかなという意見でございます。

○田中和明市長 今、全てを変えるのではなくて、総論を抜き出して進めていったらどうか、これからの教育振興計画の基本計画をつくり出していくということである。教育委員さんが中心になって進めてきたものを大綱としていくのもいいのではないかというような、小澤委員も第2案か第3案というところでございます。井出委員は第3案ということでございますけれども、他の委員さんはいかがでしょう。

○村田悦一教育長職務代理者 私も結論的には第3案がいいかなと思うんですが。

実はこの4月から新しい教育委員会制度になりましたが、草加の教育は変わることはないと思いますし、新しい教育委員会制度も変わってはいけないと思うんですね。

今も井出委員さんからお話がありましたが、これまでも、やっぱり田中市長さん、教育に対

する熱い思いから、草加の教育、温かく見守っていただき、支えていただいて、また、市議会の皆様方も、教育に対してよりよくしようという、そういう形の中で取り組んでいただいております。

そういう意味では、市長部局と市議会、そして教育委員会が三位一体で草加の教育を進めているという、これは私は草加のすばらしさなのかなと、これからもそれは変わってはいけなし、変わらないと思います。

また、教育委員会内部においても、これまでもやはり教育長が中心となって、実質的に教育行政を進めているわけですので、これからは、そういう意味では、やはり実質的に教育委員会、全ての面の責任者となって、これまで以上に草加の教育を強力に進めていく。

そういう形であれば、今あるこの基本計画、このものをベースとして、その大綱、これについてはやはり、市長さんあるいは市議会と連携をしながら進めておりますので、そういうものを大綱として、これからの草加の進むべき方向として定めていく、そういうことがより望ましいのではないかなというふうに考えております。

○田中和明市長 草加の教育は変わってはいけない、変わることはないんだということでございますし、市長部局、また教育委員会、そして議会、三位一体で草加の教育を進めていかなければいけない。今あるものをベースにして、大綱を起こすのでいいのではないかなというような村田委員の意見でございます。

他にございますか。宇田川委員。

○宇田川久美子委員 大綱ということの意味に、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるということですから、これは目標は変わってはいけないですけれども、例えば、施策ということであれば、柔軟な対応ができるようなふうにしておいたほうがいいというところからすると、総論部分を抜き出して、それを大綱とするという考え方がよりよいのではないかと思います。

○田中和明市長 目標を変えることはない、変えてはいけないというようなことでございました。総論部分を抜き出していったほうがいいのではないかと。

○宇田川久美子委員 はい。

○高木宏幸教育長 今の各教育委員さんからのお話とかなり重なりますけれども、現在の草加市の教育振興基本計画は、これを策定するまでに、ほんとうに1年半がかり、足かけ2年がかりでつくって、そして24年度からスタートした計画です。

したがって、そこにはこれまでの教育委員さんの思いとか、あるいは、その中で市長さん、

あるいは市長部局、あるいは関係団体からもいろいろなご意見を伺いながら策定してきているというものでございますので、そういう意味から考えると、今年度、冒頭私が申しましたように、第二次教育振興基本計画を策定する時期に当たっているのです、その策定の中で総合教育会議も、開かれると思いますので、そういう中でご意見を伺いながら、最終的に策定していくということを考えると、課題を共有して、草加の教育をどう進めていくのかということをしかりと共有しながら、その課題解決のためのさまざまな施策を展開するような、そういう一体感を持った形になるのかなと思います。

そういう意味では、各教育委員さんがおっしゃられたように、私も第3案の教育振興基本計画の総論部分を抜き出して、基本的にはそれを大綱としていくという案がよろしいかなと思っております。

○田中和明市長 これから第二次の教育振興基本計画を作成していく、その策定の中で、意見を伺いながら、総論部分を抜き出して策定していこうというようなご意見でございます。

加藤委員。

○加藤由美委員 同じような意見を皆さんに言っていただいたので。

「笑顔かがやく草加教育プラン」というのはほんとうに自信を持って、教育委員会で作くり上げたものだと思いますので、第3案を賛成したいと思います。

○田中和明市長 わかりました。ほとんどというより、全員の委員さんが第3案というようにご意見だったと思います。

私といたしましても、第二次教育振興基本計画の総論部分を抜き出した大綱とするのがよいのではないかと考えておりますし、また、教育委員さんが、平成24年度からつくってこられた草加市教育振興基本計画、それを第二次をこれからつくっていくということでございますので、その辺で意見交換をしながら、よりよい大綱を策定していきたいと考えております。

私も第3案ということで、意見を述べさせていただきたいと思います。

皆さん、ほとんどが第3案ということでございますけれども、全会一致で異論なしということではよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○田中和明市長 それでは、ご異議がないようでございますので、大綱の策定については、第二次教育振興基本計画の総論部分を大綱としていき、今後、その中身について協議調整を行っていききたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。



以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

---

○田中和明市長 その他、何か報告がございましたら、事務局から報告をお願いいたします。

○小林総合政策部長 報告のほうは特にございません。

○田中和明市長 事務局からは特になしということでございますけれども、委員さんのほうから、何かご意見、ご要望等がございましたら、お願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。ないようでございます。

それでは、次回の予定について、事務局からお願いいたします。

○小林総合政策部長 次回の総合教育会議の開催につきましては、第二次教育振興基本計画の策定状況を勘案しながら、教育委員会と調整をした上で開催したいと考えております。

なお、大綱の策定の他に協議すべき事項が生じた場合には、その都度開催のご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

詳細は改めて、周知させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

---

◎閉会の宣言

○田中和明市長 それでは、以上をもちまして本日の第1回総合教育会議を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

午後3時35分 閉会

市長 田中和明

教育長 高木宏幸